

# 給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告 等



給与等に関する報告資料の説明	5
<b>1 平成30年人事統計に関する報告</b>	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
<b>2 平成30年職種別民間給与実態調査</b>	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その2 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44

第21表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1 給与比較の対象職種	45
その2 給与比較の対象外職種	61
その3 再雇用者	62
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	63

### 3 職員給与と民間給与との比較

第22表 職員給与と民間給与との比較	66
--------------------	----

### 4 生計費関係

平成30年4月の標準生計費算定方法	68
第23表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）	68

### 5 労働経済指標

第24表 労働経済指標	70
-------------	----

### 6 人事院勧告等

〈参考〉 人事院勧告等の骨子	74
----------------	----

# 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

## 第1 平成30年人事統計に関する報告

### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成30年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

### 2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

### 4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

## 第2 平成30年職種別民間給与実態調査

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所  
1,895事業所

#### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

### 3 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から386事業所(うち千葉市107事業所、その他県内地域279事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は344事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係775人(行政職に相当する調査実人員685人)、初任給関係以外の調査職種12,661人(行政職に相当する調査実人員11,058人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は98,406人であり、行政職に相当するものは、70,163人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,895事業所
抽出事業所	386事業所
調査の完結した事業所	344事業所(調査完了率90.1%)
調査実人員	13,436人 ( 初任給関係 775人 ) ( 初任給関係以外の調査職種 12,661人 )

### 第3 職員給与と民間給与との比較

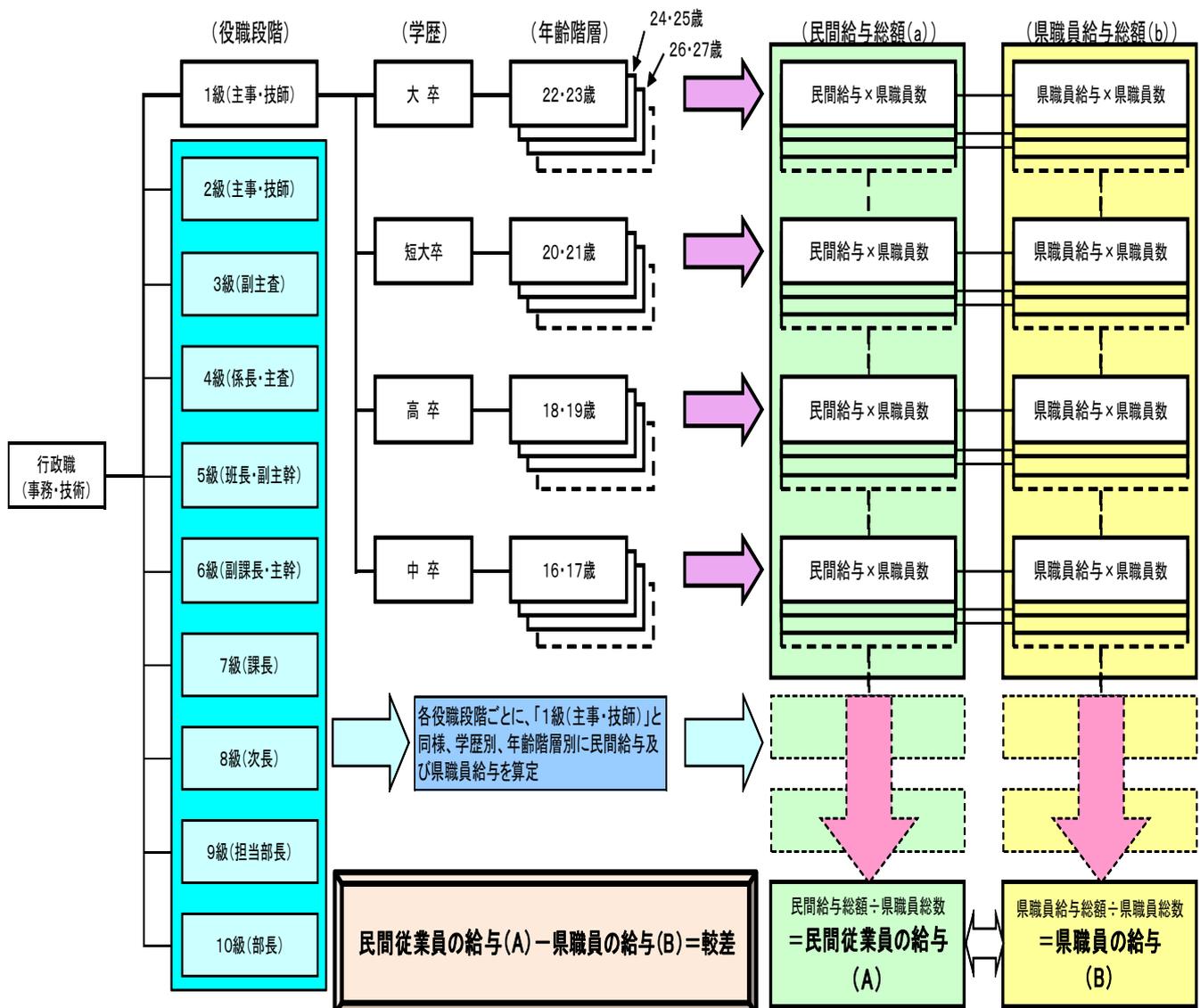
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

#### 職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。





平成 30 年人事統計に関する報告  
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成30年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			52,841	39.9	17.7
一般職員	行政職給料表		9,262	40.1	18.4
	研究職給料表		406	44.2	19.9
	医療職給料表(一)		19	54.5	28.3
	医療職給料表(二)		500	39.2	15.5
	医療職給料表(三)		186	41.9	18.3
	海事職給料表		45	42.4	22.2
	福祉職給料表		162	33.6	11.1
	特定任期付職員給料表		4	49.8	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
計			10,584	40.2	18.2
教育職員	教育職給料表(一)		80	49.1	24.6
	教育職給料表(二)		30,457	40.8	17.8
	計		30,537	40.8	17.9
警察官	公安職給料表		11,720	37.3	16.7

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成30年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	73.2	9.3	17.5	0.0	59.4	40.6
行政職給料表	100.0	58.5	13.1	28.4	0.0	61.4	38.6
研究職給料表	100.0	98.8	1.0	0.2	-	73.4	26.6
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	57.9	42.1
医療職給料表(二)	100.0	74.2	25.8	-	-	33.2	66.8
医療職給料表(三)	100.0	67.2	32.3	0.5	-	5.9	94.1
海事職給料表	100.0	8.9	57.8	33.3	-	97.8	2.2
福祉職給料表	100.0	67.9	28.4	3.7	-	34.6	65.4
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	75.0	22.5	2.5	-	35.0	65.0
教育職給料表(二)	100.0	90.1	9.6	0.3	-	47.7	52.3
公安職給料表	100.0	40.3	4.2	55.4	0.1	90.2	9.8

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	29.4	10,349	40.7	18.8	320,533	6,498
	30.4	10,584	40.2	18.2	315,206	6,520
うち 行政職員	29.4	9,024	40.6	18.9	317,518	6,578
	30.4	9,262	40.1	18.4	311,991	6,590
教育職員	29.4	30,760	41.3	18.7	358,089	5,914
	30.4	30,537	40.8	17.9	355,440	6,144
警察官	29.4	11,736	37.5	17.0	321,204	10,344
	30.4	11,720	37.3	16.7	320,156	10,425
計	29.4	52,845	40.3	18.3	342,542	7,013
	30.4	52,841	39.9	17.7	339,555	7,169

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警察職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。  
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等  
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

## (平成30年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,906	30,485	5,969	1,786	375,177	
9,748	30,641	6,199	1,675	369,989	98.6
10,087	30,162	5,839	1,598	371,782	
9,916	30,295	6,073	1,493	366,358	98.5
5,080	33,232	6,076	6,136	414,527	
5,127	33,752	6,264	6,078	412,805	99.6
2,044	30,039	4,089	399	368,119	
2,096	30,622	4,306	390	367,995	100.0
5,351	31,985	5,614	4,010	396,515	
5,380	32,434	5,817	3,935	394,290	99.4

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	7,419 人	2,880 人	3,909 人	630 人
2人	6,580	2,753	3,600	227
3人	4,190	3,169	981	40
4人	1,021	902	112	7
5人	113	101	12	0
6人以上	19	17	2	0
計	19,342	9,822	8,616	904

手当受給者1人当たり 平均手当月額	19,584円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 25	人 155	人 366	人 2,118	人 34	人 1,296	人 89	人 141	人 4,224	円 67,305

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額	
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上			
受給者	人 146	人 12	人 0	人 4	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 162	円 31,185

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,792 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		3
11,000円以上27,000円未満の受給者		2,988
27,000円の受給者		8,801
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,062 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平 均手当月額
	4人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,884 人
	交通用具のみ使用者	33,617
	交通機関等・交通用具併用者	1,371
	小 計	47,872
非 受 給 者		4,969
計		52,841
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,749 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,285

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成30年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										3
3										2
4										1
5										1
6										
7										
8		1								
9	63	1					1			
10	7	2								
11	3	77	1							
12		30								
13	67	7	3							
14	5	9	4						2	
15	13	59	52						2	
16	3	30	21						8	
17	62	33	3						1	
18	2	18	7							
19	61	74	10						1	
20	12	42	14							
21	40	49	7							1
22	7	19	44							
23	63	66	30							
24	12	45	11	1						
25	9	56	9				1			
26	2	29	58				2	6		
27	106	78	24					3		
28	35	44	46	4				1		
29	138	35	22	4			2	2		
30	6	23	60	3				7		
31	90	38	38					5		
32	27	27	28	11			2	11		
33	146	54	14	5			17	14		
34	25	23	18	13			16	7		
35	65	28	23	11			15	6		
36	16	14	54	18			23	1		
37	60	24	36	14			23	3		
38	18	18	42	14			18	3		
39	125	13	27	29	2		6	1		
40	43	9	36	29	6		13			
41	102	9	40	21	3		13			
42	20	8	46	30	1		10	1		
43	37	3	28	32	4		7	1		
44	21	4	38	29	4		6			
45	73		16	20	2		8			
46	37	4	43	17	4		5			
47	46	6	22	36	4	3	7			
48	39	2	33	34	5	5	5			
49	56		17	20	5	3				
50	16	1	33	18	11	4	5			
51	24		15	28	13	2	3			
52	13	1	20	25	6	14				
53	19		9	29	14	32	2			
54	14		10	30	19	58				
55	14	2	21	25	11	63	2			
56	16		7	28	9	41	1			
57	13	1	6	25	26	25	1			
58	11	1	10	31	33	50	1			
59	25	1	17	36	17	36	2			
60	8		10	32	9	34				
61	12		5	43	19	17	13			
62	10		2	64	28	25				
63	6	1	12	38	36	32				
64	7		5	37	30	17				
65	4		8	43	14	20				
66	6		6	69	26	26				
67	9		1	29	60	25				
68	6		4	24	49	19				
69	4		19	37	29	12				
70	4		4	60	23	9				
71	5		3	17	51	16				
72	3		7	14	37	12				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			11	27	26	7					
74	2		7	23	21	13					
75	2			29	22	10					
76	2		2	15	47	17					
77	1		6	21	35	24					
78	1			19	32	37					
79			1	29	37	32					
80	3			15	64	30					
81	1		2	13	42	31					
82	1			20	39	24					
83	2			30	41	20					
84	1			9	53	26					
85	1			22	57	52					
86	1			10	45						
87				23	59						
88	1			12	52						
89				16	61						
90				12	60						
91	1			26	43						
92			1	12	58						
93	8			10	404						
94				9							
95				14							
96				11							
97				55							
98											
99			1								
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	2,039	1,119	1,290	1,659	1,908	923	230	72	14	8	9,262
級別構成比	22.0%	12.1%	13.9%	17.9%	20.6%	10.0%	2.5%	0.8%	0.1%	0.1%	100.0%
平均給料月額	193,937	231,804	289,588	362,474	387,860	404,947	433,464	461,183	500,221	531,275	311,779
平均年齢	24.9	29.8	36.3	45.4	51.3	53.3	54.6	57.1	56.2	57.6	40.1

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査 人	巡査長 人	主任 人	係長 人	課長補佐 人	課長代理 人	課長・ 副署長 人	課長・署長 人	部長・ 参事官 人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	135								
14	35								
15	47								
16	132		1						
17	40			1					
18	28		1						
19	19								
20	95		2						
21	17		2	1					
22	27		5						
23	17	1	2						
24	105	1	7						
25	20	2	4	1					
26	34	27	6	1					
27	29	37	3						
28	127	166	18						
29	173	36	2						
30	54	59	24	1					
31	41	40	6		1				
32	246	214	27	2					
33	35	63	17		1			1	
34	38	71	28	4	2				
35	14	47	25						11
36	15	212	75	6	2				
37	9	55	38	5					4
38	9	68	65	10					2
39	5	71	48	4	1				
40	5	147	77	7	5				5
41	2	57	35	5	1				2
42	3	75	89	11	6				3
43	3	42	44	3	2				7
44	8	116	99	13	5				2
45		44	36	4	2				32
46	3	42	87	18	6				
47	3	24	25	8	5				
48	3	30	72	15	9				
49	1	17	39	8	2				
50	3	14	74	19	4	1		2	
51		9	34	11	5			1	
52	3	8	83	29	10			14	
53	2	5	39	14	8			19	
54		10	69	30	10	1		7	
55	1	12	36	27	7	3	1	12	
56	1	9	78	48	8	2	5	4	
57		3	40	32	6	1	7	9	
58	2	3	64	56	6	3	5	3	
59		7	55	31	4	2	14		
60	2	4	96	70	12	1	10	6	
61		2	46	47	13	4	11	46	
62		3	88	71	10	9	4		
63	1	1	55	46	14	5	9		
64		1	85	68	17	6	4		
65		1	42	50	28	3	6		
66			99	79	28	5	1		
67		3	30	54	18	9	10		
68		2	79	63	36	14	4		
69	1		63	61	30	3	10		
70			66	63	43	5	1		
71			49	39	28	7	7		
72			64	64	37	5	2		
73			35	59	34	5	5		
74			47	66	29	7	3		
75			29	42	18	7	3		
76			51	65	21	9	3		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
身給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			16	43	31	10	1			
78			32	47	24	11	5			
79			11	32	15	5	3			
80			24	55	17	4	1			
81			16	47	23	8	2			
82			15	56	11	7	1			
83			8	38	25	5	10			
84			12	45	22	7	3			
85			5	55	15	5	42			
86			6	37	20	7				
87			5	34	18	9				
88			2	37	28	27				
89			4	32	11	13				
90			1	35	20	15				
91			2	35	20	39				
92			3	32	18	20				
93				37	24	160				
94				21	23					
95			2	33	25					
96			2	26	27					
97				33	355					
98				36						
99				40						
100				15						
101			1	26						
102			1	24						
103				26						
104				26						
105			1	16						
106				17						
107				13						
108				17						
109				23						
110				20						
111				17						
112				17						
113				20						
114				18						
115				23						
116				23						
117				18						
118				25						
119				31						
120				38						
121				35						
122				48						
123				50						
124				41						
125				385						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全級
人員計	人 1,593	人 1,861	人 2,774	人 3,331	人 1,306	人 469	人 193	人 125	人 68	人 11,720
級別構成比	% 13.6	% 15.9	% 23.7	% 28.4	% 11.1	% 4.0	% 1.6	% 1.1	% 0.6	% 100.0
平均給料月額	円 212,094	円 248,107	円 291,963	円 370,980	円 409,069	円 422,291	円 436,430	円 452,711	円 474,751	円 320,020
平均年齢	歳 21.8	歳 26.9	歳 33.5	歳 44.3	歳 50.5	歳 51.7	歳 54.2	歳 54.6	歳 57.3	歳 37.3

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25		1		2
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33	1			
34			2	
35	1			
36				
37				1
38				1
39				
40				
41				1
42		1	1	1
43				
44				
45	1			1
46	2	3		1
47				2
48				
49	1			2
50			1	1
51	1	1		1
52	1			1
53		1		2
54		1	1	
55			2	2
56	1		1	1
57	1			3
58				
59	1	1	1	1
60				
61	1		2	
62		1		
63	1		1	
64			1	
65				
66		1	1	
67	1	2		
68	1	1	1	

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69					
70	2				
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 18	人 20	人 18	人 24	人 80
級別構成比	% 22.5	% 25.0	% 22.5	% 30.0	% 100.0
平均給料月額	円 319,983	円 388,735	円 429,361	円 504,475	円 417,129
平均年齢	歳 39.9	歳 46.6	歳 49.8	歳 57.7	歳 49.1

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 支給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	2				
6					
7		2			
8					
9	1	5			
10					
11	1	2			
12					
13		8			
14					
15	4	3			
16					
17		399			
18	1	1			
19		71			
20	1	13			
21	2	182			3
22		4			21
23		450			112
24	1	28			194
25	4	163			167
26	1	24			158
27	1	590			97
28	1	41			30
29		197			43
30		68			52
31	3	645			41
32	1	56			35
33		219			30
34		106			28
35	2	698			19
36		53			7
37	7	235	2		6
38	3	154	2		10
39	8	689			10
40	1	80			28
41	4	250	1		14
42	3	157	1		21
43	8	675			14
44	1	109	2		8
45	9	221			8
46	3	154	2		1
47	9	687			
48		110	4		
49		23	1		1
50	1	31	3		
51	2	61	1		
52	3	277	1		
53	12	151			
54	4	641			
55	2	141	2	1	
56	4	238	1		
57	7	152	1		
58	6	441	2		
59	3	114	3		
60	7	265	2		
61	4	135	2	1	
62	2	370	1	2	
63	8	54	2		
64	9	71	1	1	
65		113		1	
66	1	266		2	
67		175		5	
68	5	382		4	
69	3	20		2	
70	3	33	3	8	
71	4	137	2	13	
72	11	252	1	9	
73	2	137	1	18	
74	8	373	2	14	
75	3	143		23	
76	6	205	2	22	
77		147		32	
78		309	1	144	
79		129	1	75	
80	2	221		43	
81	6	181	2	46	
82	4	280	2	149	
83	6	122	4	63	
84	4	162		59	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	2	132	1	42		
86	4	243	1	118		
87	3	133		88		
88		160	2	62		
89	1	18	2	62		
90		18	1	65		
91	1	150		53		
92	1	196		35		
93	1	116	7	24		
94	3	163	10	18		
95		124	19	13		
96	2	189	26	9		
97	2	108	20	6		
98	1	152	10	9		
99	1	108	10	2		
100	1	154	8	2		
101		11	16			
102		8	10			
103		5	12			
104	1	90	6			
105	4	130	5			
106	2	100	1			
107	1	120				
108	2	83	1			
109		101				
110	1	80				
111	3	121				
112	2	85				
113		91				
114		96				
115		86				
116	2	80				
117	2	68				
118	3	81				
119	2	102				
120	1	80				
121		76				
122	1	102				
123	2	108				
124	2	149				
125		71				
126		131				
127		70				
128	2	109				
129	2	104				
130	3	92				
131	1	114				
132		119				
133	2	145				
134	2	148				
135	2	138				
136		194				
137		2				
138	1	238				
139		202				
140	1	320				
141		345				
142		392				
143		612				
144	1	614				
145		646				
146		1126				
147		1036				
148		593				
149		888				
150		152				
151		26				
152		34				
153		16				
154		5				
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161	3	29				
人員計	299	27,429	226	1,345	1,158	30,457
級別構成比	1.0%	90.1%	0.7%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	266,213円	333,115円	402,909円	426,434円	442,035円	341,238円
平均年齢	33.9歳	39.5歳	50.9歳	52.7歳	57.0歳	40.8歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

# 研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1	人				
2					
3					
4					
5		2			
6		2			
7		1	1		
8			1		
9		2	1		
10					
11					
12					
13		3			
14			4		
15		1	2		
16			1		
17		2			
18		1	4		
19		1	3		
20		2			
21		1	1		
22			4		
23		6	4		
24		1			
25		2	2		
26		2	3		
27		3	1		
28		7	3		
29		4	1		
30		1	1		
31		3			
32		1	7		
33			5		
34		1	2		2
35		6			3
36		5	3		1
37		4	2		
38			2		
39		3	1		
40		3	3		
41			5		
42			3		
43		3	1	1	
44		1	3	1	
45		1	2		
46			2	3	
47		1	1	1	
48			2	2	
49			1	1	
50			3	1	
51			1	1	
52				1	
53		1	1	1	
54			2	1	
55			2	1	
56			1	1	
57			1	4	
58			3	1	
59			3	2	
60				2	
61			2	6	
62			1	2	
63			2	1	
64			1		
65				3	
66			4	6	
67			1	6	
68		1	2	4	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70		1		5		
71			2	4		
72				3		
73				6		
74			1	3		
75			2	5		
76			1	10		
77			1	7		
78				9		
79				8		
80				16		
81			2	16		
82				52		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95	1					
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121	1					
人員計	人 2	人 79	人 122	人 197	人 6	人 406
級別構成比	% 0.5	% 19.5	% 30.0	% 48.5	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 292,900	円 258,141	円 354,202	円 437,613	円 474,917	円 377,465
平均年齢	歳 52.5	歳 29.2	歳 38.8	歳 52.9	歳 58.5	歳 44.2

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				1
48				
49			1	
50				
51				
52				
53				2
54				
55				1
56				1
57				2
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	全級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66			1	3	
67					
68					
69					
70					
71					
72			2		
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計	人 1	人 1	人 7	人 10	人 19
級別構成比	% 5.3	% 5.3	% 36.8	% 52.6	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 X	円 527,657	円 564,400	円 533,526
平均年齢	歳 X	歳 X	歳 53.9	歳 59.0	歳 54.5

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		2						
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13								
14								
15		6						
16		1						
17		8						
18								
19		10						
20								
21		6						
22		1						
23	3	11						
24		1	1					
25		4						
26		2	1	2				
27	2	17	2	1				
28	1	2	2	1	1			
29	3	3	1					
30		2	2	3				
31		10	3	2				
32		2		3				
33	1	2		2				
34		2	7		3			
35	2	8	2	1	1			
36		2		8	2			
37		3		2	1			
38		6	7	3	1			
39		13	4	2				
40				7	1			
41		3	1	2	1	3		
42		1		3	1	1		
43		5	1	1	3			
44		1	1	4	2	2		
45	1	2	1	3		1		
46		2						
47	2	3		3	2			
48	1			3	2			
49		1		2	5	1		
50		1	1	1	1	1		
51		6	1	4	1			
52		1		4		1		
53		1	1	2				
54		2	2	2	2			
55		2		2	2			
56		1	1	1	2			
57			1	2	2	3		
58				2	1			
59				1	5			
60				1	1	1		
61			1		1	2		
62						2		
63				1	4	3		
64		1		2	3			

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66			2	1	1	5			
67		2			2	3			
68		1		2		3			
69						8			
70		2	1		3	7			
71					1	3			
72				1		4			
73					1	6			
74					1				
75					1				
76									
77					2				
78					1				
79									
80									
81					1				
82					1				
83					1				
84					1				
85					1				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105		1							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	16人	164人	47人	87人	69人	115人	1人	1人	500人
級別構成比	3.2%	32.8%	9.4%	17.4%	13.8%	23.0%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	198,488円	233,096円	276,413円	313,169円	368,719円	406,337円	X円	X円	309,390円
平均年齢	25.2歳	29.9歳	35.1歳	38.5歳	44.6歳	53.1歳	X歳	X歳	39.2歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		4					
18							
19							
20							
21							
22		1					
23							
24							
25		1		1			
26			1				
27		2		1			
28		2					
29		1					
30				3			
31		2		1			
32							
33		1	1				
34		1	2	1			
35		1	1	1			
36		1		1			
37		1		1			
38			1				
39		4	1				
40			1	2			
41							
42			2				
43		1			1		
44		3			1		
45			1				
46							
47		4	1				
48		1			3		
49		1	1			3	
50							
51		1	1			1	
52					1		
53		1					
54		1					
55		6			1		
56					1		
57			1				
58		2		2			
59		1	2	1			
60							
61		1	1				
62		1			2		
63		2			1		
64					2		
65		1			2		
66						1	
67		1					
68		1					
69		1					
70							
71		1			1		
72			1	2			
73		1					
74					1		
75		1			3		
76		2			2		
77					1		
78			1				
79				1		1	
80						1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81								
82					2			
83								
84				2	1			
85				1	1			
86		1	1					
87			1			3		
88		1				2		
89		1		1		1		
90		2				2		
91		1				5		
92						2		
93				1	25			
94				1				
95								
96				1				
97								
98				1				
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106		1						
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	64 人	22 人	50 人	45 人	5 人	- 人	186 人
級別構成比	- %	34.4 %	11.8 %	26.9 %	24.2 %	2.7 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	262,131 円	298,973 円	336,074 円	391,133 円	419,040 円	- 円	321,794 円
平均年齢	- 歳	33.6 歳	37.8 歳	42.2 歳	53.9 歳	54.4 歳	- 歳	41.9 歳

# 海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

身給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13		1				
14						
15		1				
16						
17			2			
18						
19						
20						
21			1			
22						
23		1				
24						
25			1		1	
26			1			
27						
28						
29						
30						
31			1			
32			1		1	
33				1		
34						
35						
36						
37					1	
38						
39					1	
40						
41						
42				1		
43					2	
44						
45						
46					1	
47						
48					2	
49						
50						
51					2	
52						
53						
54					1	
55						
56						
57						
58						
59				1		
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67				1		
68						
69				1		
70				1		
71				1		
72						
73						
74						
75				1		
76				1		
77						
78						
79				1		
80						
81						
82						
83				1		
84						
85						
86						
87				1		
88				2		
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100			1			
101			2			
						全級
人員計	人 3	人 8	人 6	人 27	人 1	人 45
級別構成比	% 6.7	% 17.8	% 13.3	% 60.0	% 2.2	% 100.0
平均給料月額	円 209,933	円 265,188	円 363,100	円 415,274	円 X	円 368,693
平均年齢	歳 20.7	歳 29.3	歳 46.2	歳 47.3	歳 X	歳 42.4

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	4	2				
16						
17		1				
18						
19	1	2				
20						
21		6				
22		1	1			
23	4					
24						
25	17	1				
26		1				
27	4	2	1			
28						
29	3	1	1			
30						
31	3		1			
32		1				
33	3	2				
34	1	1	1			
35	4		1			
36		1	1			
37	3	1	1			
38	2	1	1			
39	1	1	1			
40	1	1				
41	1		1			
42	2					
43	1	1	1			
44	2	2	1	2		
45		1	1			
46			1			
47	1					
48					1	
49	2			2	1	
50				2	1	
51	1			1		
52	3				1	
53	1		1			
54	2	1				
55	4		1			
56		1	1			
57						
58	1					
59	1	1				
60						
61						
62				1		
63						
64						
65	1				1	
66	2					
67			1		1	
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77					1	
78					2	
79						
80					3	

身給	職務の級						全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職務	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82				1			
83							
84							
85				2			
86							
87							
88				2			
89							
90							
91							
92							
93				2			
94							
95							
96							
97				8			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	76人	33人	23人	30人	-人	-人	162人
級別構成比	46.9%	20.4%	14.2%	18.5%	-%	-%	100.0%
平均給料月額	205,711円	253,342円	316,317円	383,353円	-円	-円	264,014円
平均年齢	26.4歳	30.3歳	39.6歳	51.2歳	-歳	-歳	33.6歳

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
	人
1	
2	1
3	
4	1
5	2
6	
7	
人員計	4

### 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
	人
1	
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

### 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
	人
1	
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成30年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 260	人	人	人 8	人 115	人 133	人 4	人	人	人	人
	研究職給料表	17			3	14						
	医療職給料表(二)	13				2	7	4				
	医療職給料表(三)	2				1	1					
	海事職給料表	6				6						
	福祉職給料表	4			2	2						
教育職員	教育職給料表(二)	1,345	1	1,344								
警察官	公安職給料表	110				25	50	31	2	2		
給料表計		1,757										
60歳		627										
61歳		490										
62歳		319										
63歳		192										
64歳		129										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成30年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 258	人	人	人 8	人 97	人 153	人	人	人	人	人
	研究職給料表	11			2	9						
	医療職給料表(二)	11				1	3	7				
	医療職給料表(三)	2				2						
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	1,008		1,008								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,290										
60歳		155										
61歳		237										
62歳		293										
63歳		291										
64歳		314										



平成30年職種別民間給与実態調査  
(民間給与関係)

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	344	62	50	53	124	55
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利 採取業, 建設業	23	2	6	3	10	2
製造業	120	11	15	19	52	23
電気・ガス・熱供給 ・水道業, 情報通信 業, 運輸業, 郵便業	77	13	7	16	28	13
卸売業, 小売業	24	4	6	5	6	3
金融業, 保険業, 不動 産業, 物品賃貸業	13	5	1	—	6	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	87	27	15	10	22	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が38所あった。  
 2 調査対象事業所386所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた382所に占める調査完了事業所344所の割合(調査完了率)は、90.1%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	25.1 %	(35.9) %	(63.3) %	(0.8) %	74.9 %
高校卒	10.9	(41.3)	(56.9)	(1.8)	89.1

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	203,988 円
	短 大 卒	184,798
	高 校 卒	166,692
新 卒 事 務 員	大 学 卒	203,440
	短 大 卒	※ 177,689
	高 校 卒	167,628
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,520
	短 大 卒	※ 189,284
	高 校 卒	165,473
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 206,029
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	X
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 219,409
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 214,091
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況  
(平成30年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行って いない)
%	%	%	%	%
79.4	(87.3)	[16.4]	[9.3]	[73.9]

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。  
2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額  
(平成30年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,185 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,937
配 偶 者 と 子 2 人	24,258

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	56.6 %
支 給 し な い	43.4
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の平均額	27,029 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	375,259 円
	上半期 (A 2)	377,179
特別給の支給額	下半期 (B 1)	839,136
	上半期 (B 2)	836,546
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.24 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.21
	年 間	4.45

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
46.4 %	53.6 %	47.7 %	52.3 %	56.2 %	43.8 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
課長級	23.1%	7.4%	-%	69.5%
係員	29.8	6.5	-	63.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	定期昇給 制度あり	項目			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
課長級	89.5%	36.9%	70.6%	44.0%	10.5%
係員	94.7	42.1	75.9	48.5	5.3

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
				増額	減額		
課長級	87.6%	85.4%	18.6%	4.5%	62.3%	2.2%	12.4%
係員	93.8	91.7	20.9	5.7	65.1	2.1	6.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	40	52.8	746,371	721	745,650	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	23	54.1	800,087	438	799,649		
	短 大 卒	3	49.8	623,495	0	623,495		
	高 校 卒	14	51.7	694,396	1,276	693,120		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	9	55.4	693,526	0	693,526	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	7	55.3	741,355	0	741,355		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	378	52.5	650,366	753	649,613	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	260	52.3	680,205	949	679,256		
	短 大 卒	27	52.2	577,334	28	577,306		
	高 校 卒	90	53.3	591,016	424	590,592		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	254	52.2	712,544	623	711,921	同 上	同 上
	大 学 卒	209	52.0	721,647	569	721,078		
	短 大 卒	18	53.6	725,933	2,009	723,924		
高 校 卒	27	52.1	614,855	5	614,850			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	123	50.2	604,654	169	604,485	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	同 上	
大 学 卒	88	49.7	625,848	235	625,613			
短 大 卒	5	50.7	614,860	0	614,860			
高 校 卒	30	51.5	542,375	0	542,375			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長—課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	47	52.7	648,897	1,541	647,356	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	37	52.2	659,297	11	659,286		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	9	55.1	579,205	3,090	576,115		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	713	48.6	586,692	5,570	581,122	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	464	48.1	606,015	3,983	602,032		
	短 大 卒	66	48.1	549,442	11,786	537,656		
	高 校 卒	180	50.2	540,328	8,143	532,185		
	中 学 卒	3	50.2	559,339	2,546	556,793		
	技術課長	671	48.5	582,761	7,775	574,986	同 上	同 上
	大 学 卒	455	48.3	594,181	5,411	588,770		
	短 大 卒	57	49.0	552,552	22,094	530,458		
	高 校 卒	159	49.1	552,711	10,922	541,789		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	393	45.4	525,278	29,221	496,057	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	247	43.3	533,483	32,013	501,470		
	短 大 卒	46	46.8	470,521	31,812	438,709		
	高 校 卒	98	50.4	525,288	19,423	505,865		
	中 学 卒	2	57.4	484,869	94,632	390,237		
技術課長代理	270	45.4	558,938	26,634	532,304	同 上	同 上	
大 学 卒	208	44.6	566,178	22,743	543,435			
短 大 卒	28	47.3	540,817	35,259	505,558			
高 校 卒	33	49.0	527,790	47,407	480,383			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

(注) 「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	977	43.6	453,148	46,565	406,583	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	517	40.9	457,929	44,025	413,904		
	短大卒	118	44.0	430,799	41,572	389,227		
	高校卒	338	48.8	454,081	53,765	400,316		
	中学卒	4	52.8	331,059	24,763	306,296		
	技術係長	564	44.1	513,178	51,379	461,799	同上	同上
	大学卒	317	41.6	512,677	45,455	467,222		
	短大卒	48	47.2	497,747	43,600	454,147		
	高校卒	199	49.0	518,812	67,260	451,552		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	851	43.2	398,516	49,880	348,636	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	同上
	大学卒	425	40.7	410,834	54,007	356,827		
	短大卒	114	44.3	380,615	34,280	346,335		
	高校卒	300	46.4	386,655	48,298	338,357		
	中学卒	12	47.4	397,095	80,865	316,230		
	技術主任	488	41.3	424,745	53,716	371,029	同上	同上
	大学卒	252	38.9	431,387	55,276	376,111		
	短大卒	52	43.2	392,670	46,521	346,149		
	高校卒	183	44.7	423,777	52,952	370,825		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	3,182	35.6	322,736	38,350	284,386		同上	
大学卒	1,653	32.3	327,689	39,438	288,251			
短大卒	468	40.9	312,887	28,515	284,372			
高校卒	1,047	39.7	316,986	40,183	276,803			
中学卒	14	47.3	344,420	59,840	284,580			

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,098	32.7	341,881	50,579	291,302		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,099	31.7	350,528	51,646	298,882		
	短 大 卒	220	35.0	333,074	40,565	292,509		
	高 校 卒	772	33.4	332,571	51,692	280,879		
	中 学 卒	7	45.9	345,070	38,849	306,221		

## 2 企業規模500人以上

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	37	52.6	758,852	784	758,068	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	22	53.6	813,630	459	813,171		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	14	51.7	694,396	1,276	693,120		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	6	54.5	786,462	0	786,462	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	6	54.5	786,462	0	786,462		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	192	52.3	713,220	148	713,072	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	155	52.3	728,628	184	728,444		
	短 大 卒	9	53.3	612,534	0	612,534		
	高 校 卒	28	52.0	661,888	5	661,883		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	201	52.2	738,078	672	737,406	同 上	同 上
	大 学 卒	169	52.0	746,574	572	746,002		
	短 大 卒	15	53.4	725,162	2,385	722,777		
	高 校 卒	17	52.3	641,662	8	641,654		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	84	49.9	639,511	235	639,276	{ 上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	71	49.5	643,325	283	643,042			
短 大 卒	2	50.0	726,531	0	726,531			
高 校 卒	11	52.2	611,796	0	611,796			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	39	52.5	654,541	1,807	652,734	前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	33	52.3	661,236	13	661,223		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	54.1	555,109	5,722	549,387		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	512	48.5	610,924	4,618	606,306	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	368	48.2	621,676	3,283	618,393		
	短 大 卒	34	47.2	607,890	14,461	593,429		
	高 校 卒	109	50.6	563,819	6,629	557,190		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	489	48.5	607,790	8,842	598,948	同 上	同 上
	大 学 卒	360	48.3	615,317	5,793	609,524		
	短 大 卒	35	49.1	577,666	26,019	551,647		
	高 校 卒	94	49.5	582,270	17,003	565,267		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	324	45.4	540,215	29,774	510,441	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	210	43.5	541,588	32,072	509,516		
	短 大 卒	36	46.5	487,289	33,580	453,709		
	高 校 卒	78	51.0	556,976	21,163	535,813		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	169	44.8	581,520	17,616	563,904	同 上	同 上	
大 学 卒	152	44.3	581,891	18,596	563,295			
短 大 卒	7	46.3	542,452	21,449	521,003			
高 校 卒	10	51.9	602,390	398	601,992			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	674	43.3	471,206	47,984	423,222	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	381	40.5	468,578	43,502	425,076		
	短 大 卒	77	43.7	441,403	43,092	398,311		
	高 校 卒	215	49.8	491,534	61,217	430,317		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	412	44.2	532,531	47,479	485,052	同 上	同 上
	大 学 卒	245	41.9	523,805	40,344	483,461		
	短 大 卒	33	48.1	518,754	38,352	480,402		
	高 校 卒	134	49.5	561,326	70,353	490,973		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	516	44.0	416,907	49,194	367,713	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	大 学 卒	269	42.0	427,938	57,206	370,732		
	短 大 卒	77	44.1	383,653	29,962	353,691		
	高 校 卒	166	47.3	412,864	42,893	369,971		
	中 学 卒	4	42.6	375,151	81,629	293,522		
	技 術 主 任	323	42.1	440,218	51,014	389,204	同 上	同 上
	大 学 卒	173	39.8	448,488	51,942	396,546		
	短 大 卒	28	45.3	384,678	31,661	353,017		
	高 校 卒	122	45.1	442,087	55,045	387,042		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	1,756	35.1	336,194	43,430	292,764		行政職 1級	
大 学 卒	993	31.6	333,473	43,190	290,283			
短 大 卒	220	41.5	331,161	30,790	300,371			
高 校 卒	535	41.3	344,908	48,796	296,112			
中 学 卒	8	50.5	353,511	57,313	296,198			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	1,308	31.9	346,931	51,959	294,972		行政職 1級
	大 学 卒	667	31.5	360,265	52,024	308,241		
	短 大 卒	147	34.1	327,198	39,237	287,961		
	高 校 卒	493	31.8	335,896	54,907	280,989		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	55.6	604,419	0	604,419	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	2	52.4	644,231	0	644,231		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	3	56.9	542,965	0	542,965	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	147	52.7	584,952	1,510	583,442	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	84	52.1	605,847	2,622	603,225		
	短 大 卒	17	51.4	554,610	43	554,567		
	高 校 卒	45	54.5	564,239	157	564,082		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	41	52.5	632,436	513	631,923	同 上	同 上
	大 学 卒	34	52.1	622,123	619	621,504		
	短 大 卒	2	54.0	697,617	0	697,617		
	高 校 卒	5	54.0	676,711	0	676,711		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	25	50.5	514,063	0	514,063	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	同 上	
大 学 卒	13	50.4	549,325	0	549,325			
短 大 卒	2	50.1	544,916	0	544,916			
高 校 卒	10	50.7	462,938	0	462,938			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	7	55.5	627,786	339	627,447	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	3	54.9	659,815	0	659,815		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	4	56.0	601,867	614	601,253		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	162	49.0	523,934	9,085	514,849	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	83	48.3	538,517	7,309	531,208		
	短 大 卒	31	49.3	465,998	8,233	457,765		
	高 校 卒	47	50.3	536,907	12,625	524,282		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	142	48.5	519,745	4,685	515,060	同 上	同 上
	大 学 卒	75	47.9	515,720	4,111	511,609		
	短 大 卒	18	49.2	514,653	16,904	497,749		
	高 校 卒	49	49.1	528,468	1,596	526,872		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	62	45.5	425,454	24,698	400,756	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	34	42.6	457,817	28,367	429,450		
	短 大 卒	10	47.7	403,831	24,778	379,053		
	高 校 卒	16	47.9	380,573	12,227	368,346		
	中 学 卒	2	57.4	484,869	94,632	390,237		
技術課長代理	87	46.5	508,536	45,441	463,095	同 上	同 上	
大 学 卒	50	45.8	516,566	36,154	480,412			
短 大 卒	16	46.8	525,839	33,385	492,454			
高 校 卒	20	47.5	481,332	81,013	400,319			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	200	44.8	409,385	44,185	365,200	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	89	42.1	420,168	45,969	374,199		
	短大卒	34	44.5	413,341	40,500	372,841		
	高校卒	75	47.8	397,552	44,227	353,325		
	中学卒	2	49.3	334,242	24,944	309,298		
	技術係長	130	43.1	444,946	66,095	378,851	同 上	同 上
	大学卒	61	39.4	462,243	73,231	389,012		
	短大卒	13	43.6	440,460	59,057	381,403		
	高校卒	56	47.4	425,905	59,470	366,435		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	250	42.4	372,589	53,677	318,912	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	112	38.5	381,425	48,119	333,306		
	短大卒	32	44.5	377,371	44,344	333,027		
	高校卒	99	45.7	359,459	60,779	298,680		
	中学卒	7	49.6	405,480	80,319	325,161		
	技術主任	139	39.2	391,815	62,399	329,416	同 上	同 上
	大学卒	62	36.1	388,875	67,840	321,035		
短大卒	22	39.3	416,255	76,191	340,064			
高校卒	54	43.3	385,019	48,442	336,577			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,071	36.4	306,339	30,303	276,036		行政職 1級	
大学卒	514	34.0	319,185	30,015	289,170			
短大卒	204	40.0	299,481	27,541	271,940			
高校卒	350	37.7	291,853	32,104	259,749			
中学卒	3	42.0	313,353	43,069	270,284			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	642	34.6	332,736	48,659	284,077		行政職 1級
	大 学 卒	366	32.1	332,835	51,398	281,437		
	短 大 卒	57	36.8	354,873	49,854	305,019		
	高 校 卒	215	38.3	326,068	43,280	282,788		
	中 学 卒	4	51.8	343,767	32,611	311,156		

## 4 企業規模50人以上100人未満

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	39	53.1	554,617	1,047	553,570	2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	21	54.0	571,950	0	571,950		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	17	52.1	529,812	2,233	527,579		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	12	50.5	511,570	0	511,570	同 上	同 上
	大 学 卒	6	51.0	523,509	0	523,509		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	49.0	435,375	0	435,375		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	14	51.5	519,166	0	519,166	上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長—課長 間)	同 上	
大 学 卒	4	51.4	512,158	0	512,158			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	9	51.4	512,527	0	512,527			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	39	46.5	410,724	6,910	403,814	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	13	43.7	398,441	10,846	387,595		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	24	47.7	411,771	5,282	406,489		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	40	47.2	452,019	4,079	447,940	同 上	同 上
	大学卒	20	48.5	449,416	2,191	447,225		
	短大卒	4	46.1	440,480	0	440,480		
	高校卒	16	46.0	457,446	7,173	450,273		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	7	42.9	353,842	31,304	322,538	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4級
	大学卒	3	37.5	375,484	67,210	308,274		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	46.9	338,061	5,123	332,938		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	14	47.4	524,415	53,126	471,289	同 上	同 上	
大学卒	6	44.2	462,481	45,536	416,945			
短大卒	5	52.0	605,972	79,143	526,829			
高校卒	3	45.3	501,671	25,277	476,394			
中学卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	103	44.4	371,669	37,719	333,950	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	47	43.2	392,756	47,029	345,727		
	短 大 卒	7	47.3	355,070	22,635	332,435		
	高 校 卒	48	45.1	352,288	30,115	322,173		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	22	47.2	392,071	68,483	323,588	同 上	同 上
	大 学 卒	11	42.6	383,503	71,077	312,426		
	短 大 卒	2	53.0	387,266	61,802	325,464		
	高 校 卒	9	51.6	403,612	66,797	336,815		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	85	39.2	342,227	40,898	301,329	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	44	35.5	355,625	44,948	310,677		
	短 大 卒	5	45.7	339,331	40,381	298,950		
	高 校 卒	35	42.8	322,911	34,456	288,455		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 主 任	26	41.8	353,013	45,600	307,413	同 上	同 上
	大 学 卒	17	39.4	360,224	46,764	313,460		
	短 大 卒	2	41.0	289,864	35,312	254,552		
	高 校 卒	7	48.0	353,541	45,710	307,831		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	355	36.7	277,076	29,296	247,780	同 上	行政職 1級	
大 学 卒	146	33.1	291,820	36,003	255,817			
短 大 卒	44	42.5	270,307	18,429	251,878			
高 校 卒	162	38.3	263,990	24,897	239,093			
中 学 卒	3	44.7	357,322	87,856	269,466			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	148	35.6	311,389	38,298	273,091		行政職 1級
	大 学 卒	66	32.9	318,100	46,473	271,627		
	短 大 卒	16	40.2	307,839	7,953	299,886		
	高 校 卒	64	37.6	305,449	35,839	269,610		
	中 学 卒	2	32.4	300,229	57,187	243,042		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	X	X	X	X	X	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	
	守 衛	14	57.9	370,417	4,138	366,279	
	用 務 員	2	61.5	341,195	0	341,195	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	11	62.3	848,148	15,535	832,613	
	大 学 教 授	110	57.4	724,005	3,993	720,012	
	大 学 准 教 授	92	48.1	605,805	4,324	601,481	
	大 学 講 師	76	41.9	500,279	441	499,838	
	大 学 助 教	32	36.2	349,974	443	349,531	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	8	58.2	684,719	0	684,719	
高 等 学 校 教 諭	68	46.6	502,251	0	502,251		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	40	49.7	679,303	5,315	673,988	
	研 究 室（係）長	26	46.6	541,686	42,764	498,922	
	主 任 研 究 員	112	43.6	558,353	15,416	542,937	
	研 究 員	124	38.3	404,233	47,156	357,077	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	副 院 長	2	49.0	1,156,652	222,157	934,495	
	医 科 長	8	59.2	1,023,385	122,091	901,294	
	医 師	34	49.2	1,104,764	147,393	957,371	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	49.8	519,583	23,550	496,033	
	薬 剤 師	65	37.3	372,638	42,733	329,905	
	診 療 放 射 線 技 師	69	40.2	426,012	60,231	365,781	
	臨 床 検 査 技 師	69	39.1	353,516	29,828	323,688	
	栄 養 士	31	40.3	332,480	33,359	299,121	
	理 学 療 法 士	113	32.4	316,391	27,441	288,950	
	作 業 療 法 士	59	32.1	307,463	25,580	281,883	
	総 看 護 師 長	8	53.8	542,518	3,924	538,594	
看 護 師 長	77	47.5	449,553	38,196	411,357		
看 護 師	243	36.9	390,380	70,220	320,160		
准 看 護 師	97	47.7	338,110	69,598	268,512		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	X	X	X	X	X	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術部長	19	63.0	503,714	0	503,714	
60歳男性	2	—	473,022	0	473,022	
事務・技術部次長	6	62.6	420,502	1,694	418,808	
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術課長	20	62.9	387,204	5,509	381,695	
60歳男性	5	—	378,759	21,904	356,855	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術係長	13	62.3	296,196	7,899	288,297	
60歳男性	3	—	210,718	6,450	204,268	
事務・技術主任	20	61.4	272,861	19,430	253,431	
60歳男性	10	—	301,693	20,915	280,778	
事務・技術係員	461	62.0	253,164	14,266	238,898	
60歳男性	70	—	284,515	22,395	262,120	

事務・  
技術関係  
職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模 500人以上の事業所	企業規模 100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50人以上 100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長		
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			課長
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員



# 職員給与と民間給与との比較

第22表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
372,756 円	372,044 円	712 円 ( 0.19 % )

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。  
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

## 平成30年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成30年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成30年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,950 <sup>円</sup>	46,300 <sup>円</sup>	57,510 <sup>円</sup>	68,710 <sup>円</sup>	79,920 <sup>円</sup>
住居関係費	37,860	41,500	37,310	33,130	28,940
被服・履物費	3,120	10,890	12,510	14,130	15,750
雑費Ⅰ	44,670	40,350	74,830	109,330	143,810
雑費Ⅱ	6,700	15,310	18,970	22,630	26,280
計	121,300	154,350	201,130	247,930	294,700

# 勞 働 經 濟 指 標

第24表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (倍)	千 葉 県 (倍)		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県		
						一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
平成 28年度	1.2	0.9	1.39	1.17	3.0	290.0	0.3	352.7	264.8	0.3	344.4	265.0	0.4	320.7
29年度	1.6	1.6	1.54	1.28	2.7	291.4	0.5	353.8	268.5	1.4	345.4	266.5	0.6	322.1
平成 29年 4月		1.6	1.47	1.22	2.8	295.0	0.3	357.5	272.9	1.1	351.2	268.9	0.6	324.2
5月	0.5	1.8	1.49	1.21	3.0	289.1	0.5	349.8	268.4	0.8	343.3	264.8	0.7	319.0
6月		1.5	1.50	1.23	2.8	291.5	0.4	352.8	267.9	1.6	344.5	267.3	0.7	321.9
7月		1.7	1.51	1.23	2.8	291.3	0.4	353.3	266.2	0.7	343.6	267.1	0.6	322.4
8月	0.6	1.4	1.52	1.24	2.8	289.3	0.4	351.0	265.9	1.4	342.6	265.3	0.4	320.3
9月		1.7	1.53	1.26	2.8	291.1	0.7	352.9	266.7	1.9	344.2	267.1	0.8	322.3
10月		1.8	1.55	1.28	2.8	291.6	0.2	354.5	266.8	1.3	345.9	266.6	0.4	322.5
11月	0.2	1.8	1.56	1.29	2.7	291.8	0.4	354.6	269.0	1.5	348.2	266.0	0.4	321.6
12月		1.5	1.59	1.32	2.7	291.9	0.4	355.2	271.8	2.1	352.0	266.0	0.5	322.1
平成 30年 1月		1.4	1.59	1.34	2.4	290.0	0.7	353.0	268.8	2.4	341.8	265.6	0.8	321.9
2月	△ 0.2	1.6	1.58	1.35	2.5	290.0	0.2	353.7	267.7	0.7	341.9	265.3	0.4	322.0
3月		1.5	1.59	1.33	2.5	293.8	0.8	357.5	270.1	1.5	345.8	268.4	0.9	325.1
4月		1.2	1.59	1.34	2.5	296.6	0.6	359.3	275.0	0.8	349.8	270.7	0.7	326.3
5月	0.7	1.3	1.60	1.36	2.2	292.7	1.2	353.4	270.5	0.8	342.3	268.3	1.3	322.4
6月		1.3	1.62	1.35	2.4	295.1	1.3	356.3	272.8	1.9	344.8	270.2	1.1	324.7

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月  
(注)1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑫は平成27年基準である。  
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。  
3 ⑩の平成28年度、平成29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、平成29暦年の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		
(千円)	前年度比・ 前年同月比	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比	(千円)	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
	(%)	(千円)								(%)		(%)	(%)	(%)	
240.8	0.2	310.5	25.0	24.0	148.3	143.9	12.7	12.5	309.6	△ 1.8	345.3	14.0	△ 0.1	0.1	△ 2.4
244.2	1.4	311.5	24.8	24.3	147.9	143.5	12.6	12.5	313.1	1.1	313.6	△ 9.2	0.7	0.6	2.7
247.2	0.5	315.4	26.1	25.7	153.1	148.7	13.2	13.3	329.9	△ 2.4	348.6	△ 0.5	0.4	0.3	2.2
243.8	1.6	309.5	24.2	24.6	144.7	143.5	12.3	12.5	315.2	2.8	274.9	△ 35.4	0.4	0.1	2.1
243.1	1.3	309.7	24.2	24.7	154.2	149.1	12.3	12.2	296.7	7.2	269.0	△ 6.8	0.4	0.3	2.2
241.5	0.3	308.8	24.2	24.7	150.5	145.7	12.4	12.2	308.8	2.1	300.5	△ 33.4	0.4	0.3	2.5
241.8	1.0	308.8	24.1	24.1	144.5	141.6	12.0	11.8	301.6	0.0	319.8	11.7	0.7	0.2	2.8
243.2	2.2	311.2	24.0	23.5	148.4	144.1	12.5	12.3	295.2	△ 0.4	268.9	△ 6.4	0.7	0.6	3.0
243.0	1.4	312.4	25.0	23.7	149.7	145.6	12.8	13.0	313.7	2.6	315.4	7.6	0.2	0.2	3.5
244.1	1.4	313.1	25.8	24.9	150.9	146.4	13.1	12.9	301.2	2.4	280.7	△ 9.9	0.6	0.5	3.5
245.7	1.6	315.2	25.9	26.2	148.9	144.9	13.2	13.1	352.1	0.8	332.2	△ 9.5	1.0	0.8	3.0
245.9	2.7	310.3	24.3	23.0	139.0	135.9	12.0	11.9	317.7	3.4	371.1	1.8	1.4	1.3	2.7
244.4	1.1	309.6	24.7	23.3	143.1	137.5	12.4	12.0	289.2	△ 3.0	306.9	14.4	1.5	1.3	2.5
246.9	2.2	313.6	25.4	23.2	147.6	139.2	12.9	12.3	335.0	△ 0.6	388.1	△ 7.7	1.1	0.7	2.0
249.8	1.1	315.1	25.9	25.2	150.9	144.1	13.0	11.6	335.0	1.5	382.8	9.8	0.6	0.3	2.0
246.6	1.2	309.5	24.4	24.0	146.6	142.3	12.4	11.4	312.4	△ 0.9	327.2	19.0	0.7	0.6	2.6
249.5	2.6	312.8	24.9	23.3	152.7	146.4	12.4	11.3	292.0	△ 1.6	294.6	9.5	0.7	0.4	2.8

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行



# 人 事 院 勸 告 等

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05 月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 53 万人の個人別給与を実地調査（完了率 88.2%）

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655 円 0.16% [行政職（一）…現行給与 410,940 円 平均年齢 43.5 歳]  
[俸給 583 円 はね返し分(注) 72 円] (注) 俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46 月（公務の支給月数 4.40 月）

## 2 給与改定の内容と考え方

### 〈月例給〉

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### 〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度	期末手当	1.30月	1.30月
以降	勤勉手当	0.925月	0.925月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他

#### (1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

#### (2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

### 1 国民の信頼回復に向けた取組

#### (1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

#### (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

#### (3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

### 2 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

#### (2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

#### (3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

### 3 働き方改革と勤務環境の整備等

#### (1) 長時間労働の是正

- 国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置
- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
  - ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
  - ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

#### (2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

#### (3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

#### (4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

## 定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に 65 歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳超の職員の年間給与を 60 歳前の 7 割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60 歳超の職員の多様な働き方を実現

### 1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成 23 年、人事院は、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが適当とする意見の申出  
平成 25 年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成 30 年 2 月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」等としている

### 2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成 26 年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約 7 割、勤務形態は短時間勤務の者が約 8 割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60 歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

### 3 定年の引上げに関する具体的措置

#### (1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年年齢を段階的に 65 歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される 65 歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60 歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

#### (2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

### (3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

### (4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

## 4 定年の引上げに関連する取組

### (1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

### (2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

